

気象災害が発生した場合のぎふクリーン農業栽培基準の取り扱いの運用

(平成17年9月29日付け農水第367号農林水産局長通達)
一部改正平成17年10月17日付け農技第18号農政部長通達
一部改正平成22年4月1日付け農技第31号農政部長通達
一部改正平成27年3月30日付け農園第1413号農政部長通知

(趣旨)

第1 この運用は、ぎふクリーン農業表示要綱（以下「要綱」という。）及びぎふクリーン農業表示実施要領（以下「要領」という。）第2条で定める別記1の4の（5）のイの（エ）、別記2の4の（4）のイの（ウ）及び別記3の4の（5）のイの（エ）に定めるもののほか、この運用の定めるところによる。

ただし、土耕栽培の化学合成農薬及び化学肥料を使用しない栽培及び養液栽培の化学合成農薬を使用しない栽培は除くものとする。

(対象気象災害)

第2 対象とする気象災害は次のものとする。

風 害	暴風(雪)警報が発令され、強風害・乾風害等により作物・施設等で被害が発生した場合
水 害	大雨または洪水警報が発令され、冠水・浸水・湿害により作物・施設等で被害が発生した場合
雪 害	大雪警報が発令され、作物・施設等で被害が発生した場合
凍霜害	霜注意報が発令され、作物・施設等で被害が発生した場合
雹 害	雹により作物・施設等で被害が発生した場合
異常気象	異常気象により、作物に被害が発生した場合

(審議)

第3 上記の気象災害に起因する病害虫が発生し農作物の収量・品質に著しい被害を及ぼす恐れがある場合、当該地域の農林事務所長は被害状況を調査し、別紙様式1により対象となる病害虫及び品目等について農政部長に申請するものとする。

2 農政部長は、当該申請の適否についてぎふクリーン農業表示要綱第4条第2項に定めるぎふクリーン農業表示専門部会（以下「部会」という。）での審議を行うものとする。部会は、当該農林事務所の担当普及指導員等に出席を求めることができる。また、必要に応じて現地調査を実施することができる。

3 部会の審議にあたっての判断基準は、図1及び表1、2に基づくものとする。

4 部会が必要と認めるときは、当該農林事務所長に対し一定の観察期間を示し、再調査を求めることができる。

5 部会が当該申請を適当と認める場合は、農政部長は当該病害虫の防除を目的とした場合に限り、当該品目の化学合成農薬の最大使用回数を1回増やすことを承認し、別紙様式2により農林事務所長に通知するものとする。

(対象となる化学合成農薬)

第4 第3で必要と認められた対象品目における対象病害虫の防除のための化学合成農薬とする。

(期間)

第5 第3の対象品目の収穫終了時までの期間とし、次回の作付には適用しないものとする。

(周知及び指導)

第6 第3で追加防除が承認された場合は、該当する要綱第7条第2項の規定により生産登録の通知を受けた者へは、農林事務所から通知及び指導を行うものとする。

図1 判断フロー

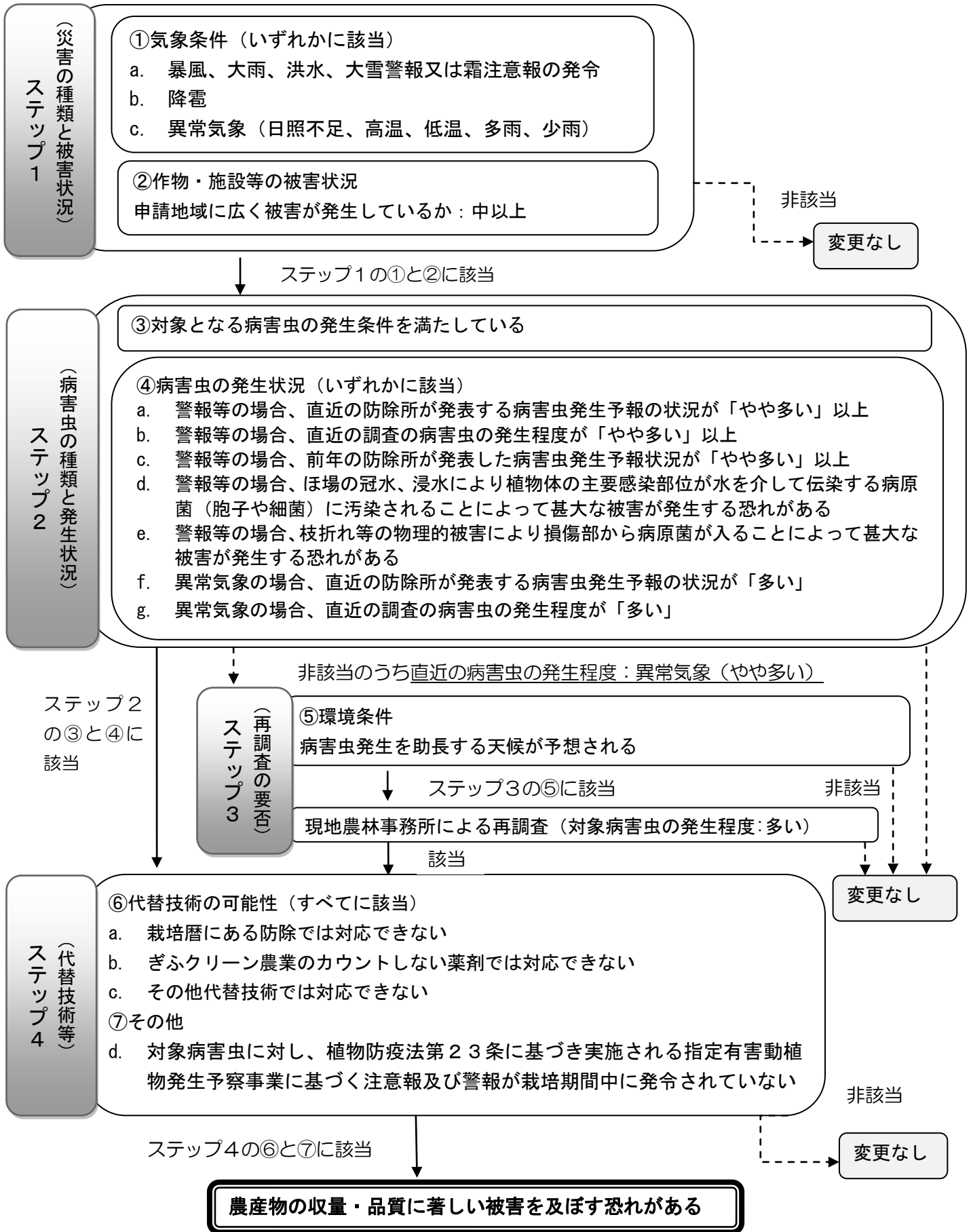


表1 判断基準項目

	項目	内容	評価	基準	判定	
ステップ1 災害種類と被害状況	① 気象条件	警報等	a. 暴風、大雨、洪水、大雪警報又は霜注意報の発令があるか	有・無	有	該当・非該当
		警報等	b. 降雹があるか	有・無	有	該当・非該当
		異常気象	c. 直近1カ月の気象状況は、下記に該当するか ア 日照不足：1ヶ月の日照時間が平年値の60%以下 イ 高温（低温）：1ヶ月の平均気温が平年値より1.6℃以上高い（低い） ウ 多雨（少雨）：1ヶ月の降水量が過去30年の最大（最小）から10%の観測値の幅に入る値	有・無	有	該当・非該当
	② 作物施設等の被害状況	警報等	a. 強風害・乾風害等による作物（果実、葉、茎、枝等への損傷）、又は施設等の被害面積割合（目安：風速10m/秒以上）	少・中・多	中以上	該当・非該当
			b. 冠水（植物体の頂部までの水没）、浸水（畑作物の場合地上部の一部が水につかった状態）、湿害による作物、又は施設の被害面積割合	少・中・多	中以上	該当・非該当
			c. 積雪による作物の生理的雪害（低温、暗黒、湿潤、難通気等）、機械的雪害（積雪荷重、沈降力による枝折れ等）、又は施設等の被害面積割合	少・中・多	中以上	該当・非該当
			d. 凍霜害による樹勢の低下等の作物、又は施設等の被害面積割合	少・中・多	中以上	該当・非該当
			e. 雹による物理的に受けた作物の損傷（果実、葉、茎、枝等）、又は施設等の被害面積割合	少・中・多	中以上	該当・非該当
			異常気象	f. 異常気象による作物の被害面積割合	少・中・多	中以上
	評価	①のa～cのいずれか及び②のa～fのいずれかに該当する場合は、ステップ2へ				

※被害面積割合：被害面積/ぎふグリーン農業登録面積＝少(30%未満)、中(30～50%未満)、多(50%以上)

	項目	内 容	評価	基準	判 定	
ステップ2 病害虫の種類と発生状況	③病害虫の種類と発生条件	a. 表2の病害虫の場合、その発生条件を満たしているか	適・否	適	該当・非該当	
		b. 表2以外の病害虫の場合、当該病害虫の発生条件を満たしているか（病害虫・雑草防除指導指針等による）	適・否	適	該当・非該当	
	④病害虫の発生状況	警報等	a. 対象病害虫の発生状況について直近の病害虫防除所が発表する病害虫発生予報の状況	多い・やや多い・平年並み・やや少ない・少ない	やや多い以上	該当・非該当
			b. 対象病害虫の発生状況について直近の現地農林事務所等による調査の結果、病害虫の発生程度（平年値がない場合は調査数字で判断する）	多い・やや多い・平年並み・やや少ない・少ない	やや多い以上	該当・非該当
			c. 前年の対象病害虫の発生状況について病害虫防除所が発表した病害虫発生予報状況	多い・やや多い・平年並み・やや少ない・少ない	やや多い以上	該当・非該当
			d. ほ場の冠水、浸水により植物体の主要感染部位が水を介して伝染する病原菌（孢子や細菌）に汚染されることによって甚大な被害が発生する恐れがある 例) トマト疫病	適・否	適	該当・非該当
			e. 枝折れ等の物理的被害により損傷部から病原菌が入ることによって甚大な被害が発生する恐れがある 例) りんご腐らん病	適・否	適	該当・非該当
	異常気象	f. 対象病害虫の発生状況について直近の病害虫防除所が発表する病害虫発生予報の状況	多い・やや多い・平年並み・やや少ない・少ない	多い	該当・非該当	
		g. 対象病害虫の発生状況について直近の現地農林事務所等による調査の結果、病害虫の発生程度（平年値がない場合は調査数値で判断する）	多い・やや多い・平年並み・やや少ない・少ない	多い	該当・非該当	
	評 価	③の a 又は b、及び④の a～g のいずれかに該当する場合は、ステップ4へ。 ③の a 又は b に該当し、④の f、g が「やや多い」の場合は、ステップ3へ。				

- ※1 多い・・・平年値よりその値が41%以上多い
 やや多い・・・平年値よりその値が21～40%多い
 平年並・・・平年値を中心としてその値±20%以内
 やや少ない・・・平年値よりその値が21～40%
 少ない・・・平年値よりその値が41%以上少ない

- ※2 病害虫の発生状況については原則「多い」場合について認める、ただし気象災害の場合は「やや多い」場合でも、災害をきっかけとして多くなる可能性があるためその場合も認める

ステップ3	項目	内 容		評価	基準	判 定
再調査の要否	⑤ 環境条件	異常気象	a. 気象庁による異常天候早期警戒情報や異常気象に関する気象情報の発表などがあり、病虫害の発生が助長される天候不順が予想される	適・否	適	該当・非該当
			評価	⑤の a に該当する場合は、ぎふクリーン農業表示専門部会の指示する経過期間中に農林事務所による発生状況調査実施。調査の結果、発生量が「多い」場合、ステップ4へ		

ステップ4	項目	内 容		評価	基準	判 定
代替技術等	⑥ 代替技術の可能性	a.	栽培暦にある防除では対応できない	適・否	適	該当・非該当
		b.	ぎふクリーン農業表示実施要領別表7の薬剤では対応できない	適・否	適	該当・非該当
		c.	その他代替技術では対応できない（被害枝・果の除去など）	適・否	適	該当・非該当
	⑦ その他	d.	対象病虫害に対し、植物防疫法第23条に基づき実施される指定有害動植物発生予察事業に基づく注意報及び警報が栽培期間中に発令されていない	適・否	適	該当・非該当
評価	a, b, c, d の全てに該当する場合、化学合成農薬使用回数1増加					

表2 病害虫一覧

農産物	対象病害虫	主な発生条件
米	白葉枯病	強風・水害（冠水）
	もみ枯細菌病	強風・水害（冠水）
	いもち病	浸水・冠水・低温・寡照
果樹共通	疫病	長雨・低温
	黒星病	長雨・低温
	炭そ病	長雨（多雨）
	胴枯病、枝枯病、腐らん病、輪紋病	風・雨・凍害・干ばつ
	カメムシ類	干ばつ
	ハダニ類、カイガラムシ類	高温・乾燥
かき	落葉病	長雨
もも	せん孔細菌病	長雨・低温・強風
りんご	斑点落葉病	長雨
野菜共通	根腐病	長雨・浸水
	腐敗病、疫病、べと病	長雨・浸水・低温
	軟腐病	台風・豪雨
	ネギアザミウマ、ハダニ類	高温・乾燥
	アブラムシ類、ヨトウガ	少雨
	ハスモンヨトウ	高温・乾燥・少雨
いちご	炭そ病	冠水・浸水
	疫病	冠水・浸水
トマト	灰色かび病、葉かび病	多雨

※1 上記以外の病害虫の場合は、専門部会で適宜判断

※2 強風の目安は、風速10m/秒以上

※3 冠水（植物体の頂部までの水没）、浸水（畑作物の場合地上部の一部が水につかった状態）

様式1

第 号
平成 年 月 日

農政部長 様

〇〇農林事務所長

ぎふクリーン農業栽培基準の使用可能な化学合成農薬の延べ有効成分数の
変更について

このことについて、「気象災害が発生した場合のぎふクリーン農業栽培基準の取り扱い運用」第
3の1により下記のとおり申請します。

記

1 登録者、対象品目、発生地域

生産登録番号	
生産登録者名	
対象品目（区分）	
発生地域名	

2 災害の種類と被害状況

(1) 気象条件

対象気象災害	※ 第2から選択
気象災害の内容	※ 警報等発表時刻、風速、降水量等記載

(2) 作物施設等の被害状況

生産登録面積	
被害面積	
作物施設等の被害状況	※ 現地調査を実施し、被害概要を詳細に記載すること（発生戸数、程度など）

(3) 病害虫の種類と発生状況

対象病害虫名	
病害虫の発生状況	※ 表1のステップ2のa～gから選択し、病害虫の発生状況について記載

(4) 代替技術等

代替技術の可能性	※ 表1のステップ4のa～cの全てについて不可能な理由を記載
----------	--------------------------------

3 使用可能な化学合成農薬の延べ有効成分数

生産登録番号	生産登録者名	現行使用基準	変更後使用基準
		回	回

※1 栽培暦を添付すること

※2 被害状況が分かる写真、調査データ等を添付すること

※3 第2の異常気象の場合は直近1ヶ月の気象データを添付すること

様式2

第 号
平成 年 月 日

〇〇農林事務所長 様

農政部長

ぎふクリーン農業栽培基準の使用可能な化学合成農薬の延べ有効成分数の変更について

このことについて、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあったことについては「気象災害が発生した場合のぎふクリーン農業栽培基準の取り扱い運用」第3の5により承認し、下記のとおり基準を変更します。

つきましては、該当するぎふクリーン農業表示要綱第7条第2項の規定により生産登録の通知を受けた者へは、貴職から通知及び指導をお願いします。

記

1 対象品目、対象病害虫

対象品目（区分）	
対象病害虫名	

2 使用可能な化学合成農薬の延べ有効成分数

生産登録番号	生産登録者名	現行使用基準	変更後使用基準
		回	回